

平成22年11月5日

「電子記録債権」の割引取扱開始について

武蔵野銀行（頭取 加藤喜久雄）では、多様化するお客様の資金調達ニーズにお応えするため、株式会社三菱東京UFJ銀行の100%出資子会社である日本電子債権機構株式会社（以下「JEMCO」）が提供する「電手決済サービス」に参加し、埼玉県地域金融機関で初めて電子記録債権（電子手形）※の割引業務の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

当行は、今後ともお客様の多様なニーズにお応えするために、最適なサービスをご提案してまいります。

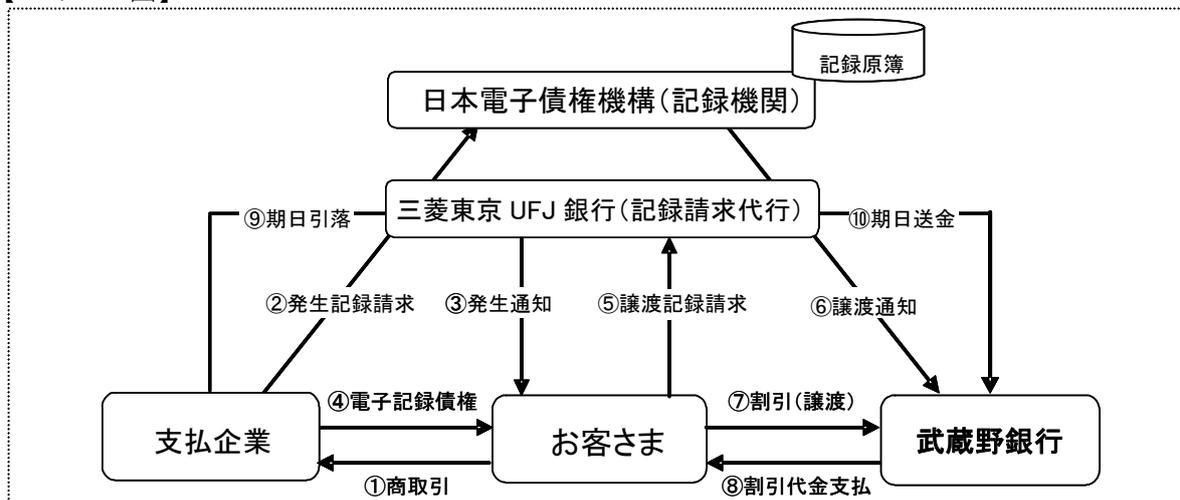
※電子記録債権

電子記録債権は、事業者の資金調達円滑化を図るために創設された新たな金銭債権です。その発生や譲渡については、インターネットやFAXで簡単に行うことが可能であり、今後は手形や売掛金に代わる新たな決済手段として利用されることが予想されています。

1. 取扱概要

JEMCOに記録される電子記録債権を保有するお客様は、当該電子記録債権を当行に譲渡することで、債権期日前の資金調達が可能となります。

【スキーム図】



※詳細は「商品の概要」(別紙)をご参照ください。

2. 取扱開始日

平成22年11月1日(月)

報道機関からのお問い合わせ先
 融資企画部 鈴木(内線 2515)
 営業企画部 桑久保(内線 2391)
 TEL 048 (641) 6111(代)

以上

商品の概要

対象となるお客様	日本電子債権機構株式会社及び株式会社三菱東京UFJ銀行との間で電子記録債権利用契約を締結し、日本電子債権機構株式会社に対し利用登録を行っている法人または個人事業主のお客様
お取扱形式	商業手形割引
お使いみち	運転資金
お取扱金額	原則として1債権あたり20万円以上
お取扱期間	6か月以内
お取扱利率	当行所定の利率となります。
お手数料	電子記録債権の取立手数料として、1債権あたり735円（消費税込み）を申し受けます。